

各府立学校長 様

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育課長

府立学校に係る部活動の段階的緩和について

令和2年8月27日付け事務連絡において、部活動の実施については、活動場所を原則京都府内とすることなどの制限を継続したところですが、国の新型コロナウイルス感染症対策の方針の変更等から、部活動については、令和2年6月12日付け事務連絡「府立学校に係る部活動の段階的緩和について」で示した内容を変更し、下記のとおり実施しますので、適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1 部活動について

通常の活動は継続する。

ただし、対外的活動（練習試合や合同練習など複数校が集合する活動、校外での活動等）を、当面の間、次のとおり条件付きとする。

(1) 9月19日（土）～ 9月30日（水）まで

対 象	9月19日（土）～ 9月30日（水）の条件
参加者数	参加者数に制限は設けない。ただし、不特定多数の集合ではなく、密集を回避した上で、管理できる人数とすること。
活動場所	<u>府外での活動を認める。ただし、原則、日帰りとする。</u>
他府県交流	<u>府外の学校との交流を認める。ただし、当該地域の感染状況に留意するとともに、原則、日帰りとする。</u>
宿 泊	<u>原則、府内での宿泊とする。ただし、宿泊地域の感染状況、施設の感染対策及び各自治体の対応方針等に鑑み、判断すること。</u>

(2) 10月1日（木）以降

対 象	10月1日（木）以降の条件
参加者数	参加者数に制限は設けない。ただし、不特定多数の集合ではなく、密集を回避した上で、管理できる人数とすること。
活動場所	<u>府外での活動を認める。</u>
他府県交流	<u>府外の学校との交流を認める。ただし、当該地域の感染状況に留意すること。</u>
宿 泊	<u>宿泊を伴う活動を認める。ただし、宿泊地域の感染状況、施設の感染対策及び各自治体の対応方針等に留意すること。</u>

2 その他

- (1) 他府県で開催される公式大会・発表会等への参加にあたっては、開催地域の感染状況及び各自治体の対応方針等に鑑み、判断すること。
- (2) 活動への参加にあたっては、活動地域の感染状況及び各自治体の対応方針等に鑑み、判断すること。
- (3) 自校参加者に係る書類等の保管は、従来どおりとする。
- (4) 活動への参加にあたっては、引き続き、新しい生活様式を遵守し、感染拡大防止に万全を期すとともに、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう配慮すること。
- (5) 今後の感染状況等により、上記の内容は変更することがある。

担 当	電話番号
保健体育課	075-414-5875
高校教育課	075-414-5846
特別支援教育課	075-414-5834